

# 議会運営委員会記録

令和4年8月25日（木）

開議 09 時 57 分

閉議 11 時 13 分

全員協議会室

## 出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員  
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長  
〔委員外議員〕  
〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長  
〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記
- 

## 議 題

- 1 令和4年9月浜田市議会定例会議について
  - (1) 令和4年9月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について 資料1-1、1-2
  - (2) 令和4年9月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1-3、資料1-4
  - (3) その他
  
- 2 令和4年9月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について 資料2
  
- 3 今後の陳情の審査方法等について 資料3
  
- 4 浜田市議会基本条例の見直しについて 資料4
  
- 5 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 09 時 57 分 開議 ]

布施委員長 | ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は10名で定足数に達している。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年9月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について

布施委員長 | 執行部から説明をお願いします。  
総務部長 | (以下、資料をもとに説明)  
布施委員長 | 説明者をお願いします。  
河上局長 | (以下、資料をもとに説明)  
布施委員長 | 以上の説明について質疑はあるか。  
(「なし」という声あり)

(2) 令和4年9月浜田市議会定例会議の会議予定について

布施委員長 | 本日から9月29日定例会議終了までの会議予定と、予算決算委員会の日程について、説明をお願いします。  
河上局長 | (以下、資料をもとに説明)  
布施委員長 | ただいまの説明について質疑はないか。  
(「なし」という声あり)  
予算決算委員会は初めての議員もおられるので、各会派で周知していただきたい。

(3) その他

布施委員長 | 執行部から何かあるか。  
総務部長 | 先日8月5日に強い雨が降り、この関係の災害復旧費の補正予算を追加提案させていただければと思っている。  
布施委員長 | それでは執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。  
(「なし」という声あり)  
では執行部は退席して構わない。

《 執行部退席 》

2 令和4年9月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について

布施委員長 | 今回陳情11件の提出があった。議長団及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認し、付託先案のとおり付託することとした。総務文教委員会5件、産業建設委員会2件、議会運営委員会4件である。このとおり、9月1日の全員協議会で議長から付託される。今回は受けつけた陳情は全て委員会へ付託して審査するが、これまで協議し

たとおり陳情書と資料は委員会資料として傍聴者等への配付やホームページへの公開はしないこととした。ホームページでは件名と審査結果を掲載する。陳情書等の黒塗り処理について、議員名や法人名など全て黒塗り処理することとしたが、今回出された陳情書や資料を確認する中で、判断が難しい部分も多くあり、作業に非常に時間を要する状況である。次の議題で陳情審査等について検討するが、黒塗り等の処理についても既に議会等で公開されている情報は黒塗りしないとか、情報開示の基準に合わせるなど、再度見直してはどうかと思っている。よりよいものにするためには、決めたことでも手直しする部分も出ると思うのでよろしく願います。

また議会として市民から寄せられる意見や要望、議長なんでもメール、議会だより読者アンケート、陳情など、どのように公開するか、またはしないか議会としての回答も併せて考える必要があり、全体的な整理が必要だと思っている。これらを検討することを今後提案したいがよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では、陳情審査の細かい部分については今後、再度検討させていただくので協力をお願いします。

### 3 今後の陳情の審査方法等について

布施委員長

前回、審査するかどうかをどの段階で判断するか、意見がまだまとまっておらず協議を持ち越すこととなった。

前回の議論を受け、どういった検討をされたか各会派から発言をお願いします。

小川委員

前回は定例会議初日の常任委員会において審査すべきものとそうでないものを決めると提案したが、あのかのときの議論で、それをした場合は再度議長団に返し、再度、議長から付託することが必要になってくるということと、併せてそのためにはもう1回常任委員会を開催しなければならない状況も出てくる。そうなる現行とそれほど変わらないという議論もある。それらを踏まえて会派内でも検討したのだが、この時点ではこのように提案したが、例えば議長団と議会運営委員会の正副委員長の責任において付託すべきものとそうでないものを分け、付託されたものについては審査し、付託しないものは配付にとどめて全議員に共有する形にしたら一番よい。できるならそういう形で検討していただきたい。

川上委員

創風会はこれまでと同じ考え方である。現状で問題がないからそのままよい。問題があるという言い方がいろいろ分かれているが、問題があるから言われたのであって、問題ないならこれまでで十分だと思う。同時に、黒塗りについても今後検討するなら、やはり情報公開条例が上なので、上位法をしっかりと守るべきである。

柳楽副委員長

これまでは委員会に全て付託して審査を行うと言ってきた。これまでいろいろ出されている陳情を見ると、それがなかなかふさわしくない形になってきているようで、審査自体が難しい面もあるので、先ほど超党みらいからも言われたが、正副議長と議会運営委員会の正副委員長とで判断をし、そこで全て付託という形になることもあるだろうし、どの程度が配付になるかわからないが、その形でするように歩み寄ることは可能かと思う。

串崎委員

今回もいろいろ出ているのを見るとやはり、前から言っているが配付のみとし、重要と思われる件は検討し、対応する。大変重要な案件は委員会等々で取り上げていく。その根本的な考えは変えてない。

布施委員長

配付のみといった対応をしているほかの市議会もあると聞く。できれば半年くらいでも試験的にやっていただきたい。しかし今の流れだと少数意見のようなので、ほかの会派から出ている意見も重要で、それに準ずるものもあると思うがあくまで考えは変えていない。

8月15日に出してもらった検討資料から、各会派ともほとんど変わりがない意見である。今後、議運でも陳情審査があるが、公明クラブが言われたように、陳情にふさわしいかそうでないかの基準は決めていないが、そういった判断が難しいものが結構出てくる。そのことを踏まえてもう一度考えてほしいと前回各会派に宿題を出したが、大きく変わってない。

今の各会派の意見に対して、ほかの委員から意見があればお願いする。

足立委員

超党みらいの提案された内容についていま一度確認したい。陳情が提出されて、開会后、例えば議長団や議会運営委員会正副委員長が判断し、それから各委員会に付託するという流れか。

小川委員

どの時点かは私もよくわからないが、陳情の付託先を決定する段階で議長団と議会運営委員会正副委員長の4人で、審査すべきでない判断するものがあれば付託してほしい。その判断をルール化してもらえれば、どなたが議長や委員長になっても楽ではないか。できれば基準をつくっていただきたい。その時点が、本会議が始まってからなのか、前なのかは承知していない。

足立委員

それはあくまでオープンになった状況で議論されるのか、それとも4役集まってその場でされるのか。

小川委員

恐らく過去にはその方法で運用されてきたのではないかと。しかしいつかの時点からか、なぜ付託しなかったのかなどと事務局に対して申し立てなどがあり、あまり負担が大きくなってはまずいということで全て付託するなどいろいろな流れがある。それをもとに戻したらどうかという提案である。以前は議長団が審査するにふさわしくないものは判断していたのに、それが今できてないことが一番の

問題である。ふさわしくないものを審査する時間は極力縮小すべきという提案である。それはやはり議長団と議会運営委員会正副委員長の協議によってふるいにかけるしかないのではないか、というのが会派の結論である。

牛尾委員

串崎委員に伺いたい。配付のみに関することについて相当詳しく書いた質問が市民から寄せられ、全議員に配付されたが読まれているだろうか。

串崎委員

はい。

牛尾委員

それを受けてもやはり配付のみという判断か。

串崎委員

基本的にはそうである。

牛尾委員

例えば串崎委員がこの質問を受けたとしたら、原則は配付のみだと言い切れるか。

串崎委員

根本的な考え方として、重要なことは審査し、住民のために行うべきであるし、また内容によってはあまり重要視されないものもあり、そこまで審査するのも考えるべきだと思う。重要な案件はとことん追求するし、やはり配付のみの形がよいと考える。

布施委員長

陳情の審査方法については皆の意見を聞いて。牛尾委員は、委員個人に聞かれているのか、会派代表者に聞かれているのか。

牛尾委員

市民からの質問について山水海の代表者に聞いている。

川上委員

牛尾委員から串崎委員への質問のとおり、この内容について読んでおられたら先ほどのような答えが出てくるとは考えられない。重要なものは審議すべきだというのが出ていて、答えが違うのではないか。これについてはぜひ会派として一貫性のある答えをいただきたい。

布施委員長

暫時休憩する。

[ 10時 35分 休憩 ]

[ 10時 50分 再開 ]

布施委員長

再開する。先ほど牛尾委員から山水海に対して質問があった。山水海から回答をお願いします。

足立委員

先ほどの串崎委員の発言と、その前にもう一つ前に山水海として「配付のみ」といった発言も含めて補足させていただく。そのあたりは串崎委員が言われたとおりではあるが、前回の議会運営委員会を受けて会派で集まった際、創風会の現行のままと、超党みらいが提出された案について話をした。その二つであれば現行のままだがよいのではという回答をもって本日の会議に臨んでいる。

先ほど牛尾委員が言われたメールについてだが、もちろんこれを見ても山水海としては、性善説にはなるが議員一人一人がしっかりと陳情を受けとめ、それをどう政策提言等に持っていけるかを考え

布施委員長

ていきたいということも補足しておく。

今の意見に対して、皆まだまだ距離感があると思う。要するに陳情を受け付けて審査になじむものなじまないものを、どこかでフィルターにかけるべきではないかという認識は皆ある程度持っていると思う。なじむものについてはしっかり審査していく。なじまないものは配付にするという考え方もあるが、山水海の配付だけにとどめて、所管事務調査なり、議員個人で追及していくというのと、創風会の今までどおりなじまないものは粛々と採決の場で不採択とするという意見もある。しかし皆の合意を図るには、なじむものなじまないものをどこでふるいにかけるか。そこが一番大事だと思っている。まだ距離感があるので、この案については全議員に関する事なのでもう一度持ち帰ってもらいたい。9月はこれまでどおり審査するが、12月に向けてよりよいものにするために持ち帰りにさせていただきたいがどうだろうか。

( 「異議なし」という声あり )

陳情審査の方法については持ち帰りにさせていただく。次回の委員会ではそこを含めて会派で統一していただき、よりよい審査方法にしていきたい。

#### 4 浜田市議会基本条例の見直しについて

布施委員長

前回の議会運営委員会で条例改正案の検討を行ったが、前文を改正するかによって条文全体に影響してくるなどの意見があり、改正案について全体の検討ができてなかった。そこで委員会終了後に内部で協議し、少人数で活発な議論をしていくため条例の見直しに係るワーキンググループを立ち上げることとし、正副委員長から提案させていただいた。各会派から1名ずつワーキンググループに参加され、8月19日に1回目の会議をし、条例改正案について検討が行われたので報告を受けたい。座長の柳楽副委員長から条例改正案の検討結果と、今後の課題などがあれば報告していただく。

柳楽副委員長

8月19日に第1回目の検討会議を行った。一通り最後まで皆に確認いただき、案として出ているところを発表する。

( 以下、資料をもとに説明 )

布施委員長

今の報告について何か意見はあるか。

三浦委員

表現について確認したい。第3条に新設される7項だが、「ジェンダー平等の理念にのっとり」とあるが、ジェンダー平等の理念とはどこに掲げられているものを指すのか。一般的なものなのか、それを指したときにこの表現でよいのか。ケーブルテレビやインターネットなどを除いて、極力カタカナ表現は避けられているようだが、ここにジェンダーという言葉を入れたのは。どういう表現が適切かというのはあるが、そのところも議論してこういう表現になった

柳楽副委員長

のか。

「ジェンダー平等」について個人により認識が違う部分もあると思う。そもそも男女共同参画という部分でこの文言を見たとき、男女というのが前面に出てくるので、この表現は変えたほうがよいのではということから出発している。今言われたように、ジェンダー平等について共通認識を持っていく必要もあるのかと考える。あくまでもこれはワーキンググループからの提案として出しているの、逆に皆から文言の変更などの案があれば積極的に提案いただきたい。

三浦委員

もう一つ、検討課題のところで広報広聴の考え方、議会広報広聴委員会の所管等とあるが、これについてはどのような話があったのか。

柳楽副委員長

広報については議会広報広聴委員会が中心になってやっていただいているが、広聴の部分で、すみ分けが必要かなということもあった。今は積極的にいろいろな場を設けていただいている。ただ、各委員会でもいろいろな意見交換の場を設けているので、ここまでのところは議会広報広聴委員会で計画する、といったところのすみ分けを1度確認したほうがよいのかと。やはり議員にいろいろな考え方があるので、認識を一度きちんと合わせたほうが、進めやすいのかと思う。

布施委員長

そういうことを含めて再度、どういう感じだったかも含めて。逐条解説で補える部分もあるだろう。今のワーキンググループからの報告について、会派内で協議してもらえばワーキンググループ側で反映できると思う。三浦委員、それでよろしいか。

三浦委員

はい。

牛尾委員

貴重なたたき台をつくっていただいたので、ぜひ持ち帰って熟慮したい。

布施委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

次回は会派共通の認識で報告していただきたい。次回は8月30日に開催を予定されている。ワーキング会議での条例改正案がまとまれば、議会運営委員会に報告していただき、最終的な条例改正案をつくっていききたい。この流れでよいか。

( 「異議なし」という声あり )

## 5 その他

布施委員長

1点確認のお願いである。昨日個人一般質問の通告書を提出されたが、個人一般質問については、質問内容で留意する点について取り決めている。また通告書には大項目、中項目の表題だけでなく、小項目に要旨を具体的に記載するよう申し合わせに定めている。十分確認の上作成されているとは思いますが、今後もこのことを踏まえて

通告書を提出するよう、改めてお願いします。

次回の日程を確認する。当委員会に付託された陳情審査等を行うので、9月6日火曜日の個人一般質問終了後に開催したい。今日持ち帰りになった陳情審査方法と、議会基本条例に対してワーキンググループから示された案について協議いただき、9月6日の議会運営委員会に会派の意見を伺い決定していきたい。ほかの議員には必ず今日の会議の内容を共有していただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[ 11 時 13 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司